

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局住宅部管理課（入居契約） （06-6208-9264）
処分課（担当）名	都市整備局住宅部管理課（入居契約）
処分の名称	解雇された派遣社員等に対する公営住宅・改良住宅の使用許可の取消し
概要	地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けた者が、使用許可の条件に違反した場合等には使用許可を取り消すことがあります。なお、使用許可の取り消しを行うときは、使用許可取消書により許可者に通知します。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第9項 解雇された派遣社員等への市営住宅活用実施要綱第9条 https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000202406.html
処分基準	使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇された派遣社員等への市営住宅活用実施要綱第9条に基づき、使用の許可を取り消すことがあります。 (1) 偽りその他不正の手段により使用の決定又は許可を得たとき (2) 前条第2項に定める使用手続をしないとき (3) 正当な事由なく指定された期日までに使用しないとき
ホームページ	
備考	